

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

区は、自殺対策基本法に基づき、平成31年3月「練馬区自殺対策計画」（以下「第1次計画」という。）を策定し、関係機関・地域団体・区民の皆様と連携して、生きるための支援につながる取組を総合的に推進してきました。

令和4年10月、国は新たな「自殺総合対策大綱」を閣議決定し、また、令和5年3月、東京都は「東京都自殺総合対策計画（第2次）」を策定しました。

本計画は、こうした国や都の動向を踏まえるとともに、区の現況を勘案し、第1次計画を改定するものです。

引き続き、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指して、関係機関等との連携を深めながら取組を進めます。

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条に基づく区の自殺対策計画です。

また、「第3次みどりの風吹くまちビジョン」や来年度策定する予定の健康づくりサポートプランをはじめ、福祉や教育など関連する分野の計画等と整合を図ります。

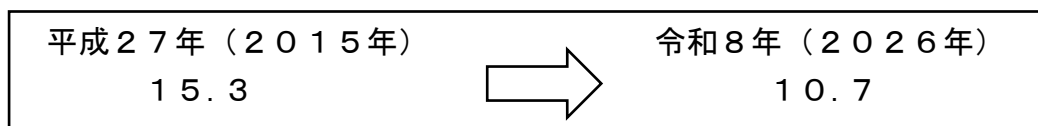
3 計画の期間

計画の期間は、令和6年度から10年度までの5年間とします。

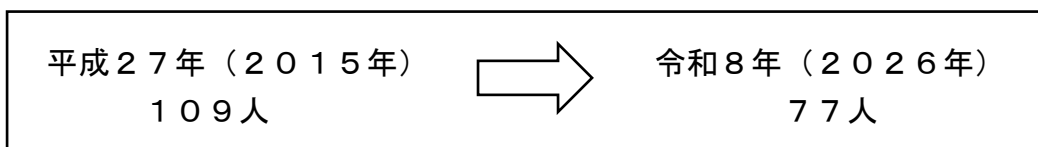
自殺総合対策大綱の見直しや社会状況の変化を勘案して、適宜見直しを行います。

4 計画の数値目標

国の自殺総合対策大綱では、「令和8年（2026年）までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年（2015年）と比べて30%以上減少させる」という目標を定め、対策に取り組んできました。区においても、平成27年（2015年）の自殺死亡率15.3を、令和8年（2026年）までに30%程度減少させ、10.7まで減少させることを目指します。



また、自殺者数についても、30%程度減少させることを目指します。



計画期間中には、上記の数値をさらに減少させることを目指します。